

ギブアップ契約書

顧客_____（以下「甲」という。）、注文執行取引参加者である_____（以下「乙」という。）及び清算執行取引参加者である_____（以下「丙」という。）は、ギブアップに関して、次のとおり契約する。

（定義）

第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 「国債証券先物特例」とは、株式会社東京証券取引所（以下「丁」という。）における国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をいう。
- （2） 「指数先物特例」とは、丁における指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をいう。
- （3） 「有価証券オプション特例」とは、丁における有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例をいう。
- （4） 「国債証券先物オプション特例」とは、丁における国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をいう。
- （5） 「指数オプション特例」とは、丁における指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をいう。
- （6） 「先物・オプション取引」とは、国債証券先物特例、指数先物特例、有価証券オプション特例、国債証券先物オプション特例又は指数オプション特例で定める国債証券先物取引、指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引又は指数オプション取引をいう。
- （7） 「注文執行取引参加者」とは、国債証券先物特例第26条第3項、指数先物特例第29条第3項、有価証券オプション特例第34条第3項、国債証券先物オプション特例第33条第3項又は指数オプション特例第34条第3項に規定する注文執行取引参加者をいう。
- （8） 「清算執行取引参加者」とは、国債証券先物特例第26条第4項、指数先物特例第29条第4項、有価証券オプション特例第34条第4項、国債証券先物オプション特例第33条第4項又は指数オプション特例第34条第

4項に規定する清算執行取引参加者をいう。

(9) 「ギブアップ」とは、国債証券先物特例第26条第2項、指数先物特例第29条第2項、有価証券オプション特例第34条第2項、国債証券先物オプション特例第33条第2項又は指数オプション特例第34条第2項に規定するギブアップをいう。

(10) 「テイクアップ」とは、国債証券先物特例第28条、指数先物特例第31条、有価証券オプション特例第36条、国債証券先物オプション特例第35条又は指数オプション特例第36条で定めるところにより、清算執行取引参加者がギブアップを承諾することをいう。

(11) 「先物・オプション取引口座設定約諾書」とは、国債証券先物特例、指数先物特例、有価証券オプション特例、国債証券先物オプション特例又は指数オプション特例で定める先物・オプション取引口座設定約諾書をいう。

(目的)

第2条 本契約は、丁におけるギブアップに係る先物・オプション取引の受託に関する事項について、甲、乙及び丙の三者間で取り決めるものである。

(ギブアップの指示の拒否等)

第3条 丙は、乙との間であらかじめ定めた条件に合致しないことにより、甲からの決済の委託に係るテイクアップを行うことが適当でないと判断した場合は、当該テイクアップを拒否することができる。この場合において、乙又は丙は甲にその旨を速やかに通知するものとする。

(ギブアップの成否に係る顧客への通知)

第4条 乙及び丙は、丁からギブアップの成否に係る通知を受けたときは、直ちにその内容を甲に通知するものとする。

(テイクアップ申告が行われなかった場合の処理)

第5条 丙がテイクアップの申告を行わなかった場合には、甲は乙に対して、当該テイクアップの申告が行われなかった先物・オプション取引につき、処理方法を_____時まで指示するものとする。

(ギブアップに係る先物・オプション取引の受託の制限)

第6条 丙は、テイクアップを行う際の条件又は制限を設けることができる。この場合において、丙は、甲及び乙に対し、予め当該条件又は制限に関する通知を行うものとする。

(ギブアップの取消し)

第7条 甲がギブアップの取消しを行う場合には、甲は、乙及び丙にその旨の指示を行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定に基づき甲からギブアップの取消しの指示を受けた場合は、丙又は乙に対しその旨を申告するものとする。

3 乙又は丙は、第1項の規定に基づくギブアップの取消しを行うことが適当でないと判断した場合は、当該取消しの指示又は申告を拒否することができるものとする。この場合において、乙又は丙は甲にその旨を速やかに通知するものとする。

(テイクアップが拒否された場合等の取扱い)

第8条 第3条の規定により丙がテイクアップを拒否した場合、前条第1項の規定により甲がギブアップの取消しを行った場合（同条第3項の規定により取消し指示が拒否された場合を除く。）又はその他甲からの委託に基づく先物・オプション取引についてギブアップが成立しなかった場合には、甲は、当該先物・オプション取引について、次の各号に掲げる事項を乙との間で行うものとする。

(1) 国債証券先物取引及び指数先物取引に係る証拠金（取引証拠金及び委託証拠金を含む。次号において同じ。）、計算上の損益金、決済に伴う損益金及びその他授受する金銭の授受

(2) 有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、証拠金、権利行使に伴い授受する有価証券及び金銭並びにその他授受する金銭の授受

(ギブアップに係る先物・オプション取引に係る取引委託手数料等)

第9条 甲は、ギブアップに係る先物・オプション取引の取引委託手数料等を、別表に定めるところにより、丙に支払うものとする。

(ギブアップに係る先物・オプション取引の取引報告書等)

第10条 甲は、ギブアップに係る先物・オプション取引の取引報告書及び取引残高報告書（以下「報告書」という。）を丙から書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいう。）により受領するものとし、乙が甲に対して報告書を交付しないことを承諾するものとする。

(遵守事項)

第11条 甲、乙及び丙は、本契約書に規定する事項以外の事項については、丁の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程及びその他の規則に従うものとする。

(秘密保持)

第12条 甲、乙及び丙は、本契約に関して業務上知り得た他の当事者の秘密を保持するものとし、本契約の目的以外の目的のために利用してはならない。また、丁の調査に応じる場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

(契約期間)

第13条 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲、乙又は丙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本契約は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後の期間満了時についても同様とする。

2 前項の契約期間中においても、甲、乙又は丙は、相手方に対して30日以上前に書面で事前に通知することで、本契約を解除することができる。

3 本契約の期間満了、解除又はその他本契約の終了は、本契約の終了以前に成立したギブアップから発生する本契約当事者の権利及び義務に対して効力を有しない。

(顧客の禁止事項)

第14条 甲は、ギブアップが成立したことにより丙との間で新たに発生した先

物・オプション取引について、ギブアップの申告を行うことができないものとする。

- 2 本契約の期間満了、解除又はその他本契約の終了した後において、甲はギブアップの申告を行うことができない。

(免責事項)

第15条 ギブアップに係る先物・オプション取引に関して、次の各号に掲げる事象が発生したことにより甲に損害が生じた場合においても、乙又は丙に故意又は重過失がある場合を除き、乙及び丙は一切の法的責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、停電等の不可抗力又はその他正当な事由により、甲の委託に基づくギブアップに係る先物・オプション取引が履行されなかったとき。
- (2) 甲の故意又は過失により、ギブアップに係る先物・オプション取引の委託が適切に行われなかったとき。
- (3) 丁におけるギブアップ又はテイクアップの申告受付時間内であるにもかかわらず、乙又は丙の取扱時間外であるために、乙又は丙がギブアップ又はテイクアップの申告を行うことができなかったとき。
- (4) 第3条の規定により丙がテイクアップを拒否したとき及びその他甲からの委託に基づく先物・オプション取引についてギブアップが成立しなかったとき。

(約諾書の優先)

第16条 ギブアップに係る先物・オプション取引に関して、先物・オプション取引口座設定約諾書の規定及び本契約に関する条項が抵触した場合は、先物・オプション取引口座設定約諾書に規定する内容を優先するものとする。

(協議事項)

第17条 本契約に定めのない事項が生じた場合又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

(契約の解除等)

第18条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者（以下「契約当事者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず、他の契約当事者に対し書面による通知を行うことにより、直ちに本契約を解除することができる。ただし、本契約の解除は、解除以前に成立したギブアップから発生する本契約当事者の権利及び義務に対して効力を有さない。

- (1) 契約当事者が本契約の一に違反し、是正の催告後、相当の期間を経過しても是正されない場合
- (2) 契約当事者の故意若しくは重大な過失又は他の契約当事者に対する著しい背信行為があった場合
- (3) 契約当事者のいずれかに支払いの停止又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあった場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) その他信用状態が著しく悪化したと契約当事者が認めた場合

(契約の改定)

第19条 甲、乙又は丙は、必要があると認めた場合は、契約当事者と協議のうえ、本契約を改定することができる。

(管轄裁判所等)

第20条 甲、乙及び丙は、本契約に関して、甲、乙及び丙との間に生じた紛争の解決については、訴訟を提起しようとする前に、裁判外の紛争解決手段を発見する努力を行うものとする。

2 前項の努力にもかかわらず、本契約に基づくギブアップの利用から生じる一切の訴訟・調停については、_____裁判所を合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第21条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。

本契約を証するため、本契約書3通を作成し、記名捺印のうえ甲・乙・丙それぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 住所
商号又は名称
代表者又は氏名 印

(乙) 住所
商号又は名称
代表者 印

(丙) 住所
商号又は名称
代表者 印

別 表

ギブアップに係る先物・オプション取引の取引委託手数料等に関する表

手数料の種類	手数料の徴収者	甲の支払先	手数料の額	手数料の授受方法
ギブアップに係る先物・オプション取引の取引委託手数料	乙	丙		甲は、取引委託手数料及び決済委託手数料を丙に支払い、乙は、当該取引委託手数料を丙から徴収する。
ギブアップに係る先物・オプション取引の決済委託手数料	丙	丙		